

婚活サブサポーター事業実施要綱

(目的)

第1条 少子化対策の一環として、出会いや結婚への支援を希望する独身者の出会いの機会を拡充し、地域のお出会いや結婚への相談体制を充実するため、婚活サブサポーター事業を実施するものとする。

(活動内容等)

第2条 婚活サブサポーターは、地域の独身者へのお世話焼きとして、さまざまな活動をボランティアで行う。想定される活動としては以下のものがあげられる。

- (1) 地域の独身者へ婚活サポーター制度、出会いイベント情報及びマッチングシステムの紹介
- (2) 独身者の希望に応じた婚活サポーターへのつなぎ
- (3) 婚活サポーター交流会及び研修への参加
- (4) その他(地域における交流の場の提供など)

2 婚活サブサポーターの活動に当たっては、「結婚の希望を叶える環境整備に向けた取組の参考指針(平成29年12月26日付け内閣府子ども・子育て本部統括官決定)」を踏まえ、以下の点に留意する。

- (1) 特定の価値観を押し付けない
- (2) 多様性に配慮する
- (3) 個人の意思を尊重する(支援を強制しない)
- (4) プライバシーを守る

(活動費)

第3条 第2条第1項第3号に伴う旅費相当額として、年3千円を上限に年度末に支給する。ただし1回の参加につき1千円とする。

(登録)

第4条 県は、以下の要件を全て満たす者を婚活サブサポーターとして登録する。

- (1) 県内在住の成人で、県の実施する研修を受講した者
- (2) 婚活サブサポーター登録申込書(別記第1号様式)及び誓約書(別記第2号様式)を提出した者

2 婚活サブサポーターの登録期間は、登録した日から3年後の日の属する年度末までとする。ただし、以下の要件を全て満たす者は引き続き登録することができる。

- (1) 登録期間中に県の実施する婚活サポーター交流会及び研修に1回以上参加した者

(2) 誓約書を提出した者

(抹消)

第5条 県は、前項の規定にかかわらず、婚活サブサポーターが以下の事項に該当した場合は、登録を抹消する。

- (1) 誓約書(第2号様式)に掲げる各事項に反した場合又は虚偽の申告等が判明した場合
- (2) 第7条第2項の規定に、正当な理由なく違反した場合
- (3) その他婚活サブサポーターにふさわしくない行為があったと認められる場合

(県の役割)

第6条 県は、地域での婚活サブサポーターの自発的な活動を支援するため、次のことを行う。

- (1) 基本的な知識等を学ぶ研修等の実施
- (2) 婚活サブサポーターの活動がスムーズに行えるよう、婚活サブサポーターであることを示す名札等の配布
- (3) 婚活サブサポーターの資質向上及び婚活サポーターと婚活サブサポーターの交流、情報交換を目的とする交流会の実施
- (4) 複数の婚活サポーター及び婚活サブサポーターが共同で実施する情報交換会及び单身者の交流会等に要する経費への助成(出会いのきっかけ応援事業費補助金)
- (5) 県内各地区における婚活サポーター及び婚活サブサポーター組織の活動状況や課題等意見を集約し、全県規模で情報交換を行う、高知県婚活サポーター連絡協議会の設置運営

(暴力団排除)

第7条 婚活サブサポーターは、暴力団員等でなく、かつ将来にわたっても該当しないことを条件とする。

2 婚活サブサポーターは、暴力団員等による不当要求を受けた場合には、断固としてこれを拒否し、不当要求があった時点で、速やかに県にこれを報告し、警察への通報に必要な協力を行うものとする。

(その他)

第8条 婚活サブサポーターの活動における、相談者その他関係者に係るトラブルについては、県は一切責任を負わない。

第9条 この要綱に定めるもののほか、婚活サブサポーターの運営に関し必要な事項は、

高知県子育て支援課が定めるものとする。

(附則)

この要綱は、平成 30 年 11 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 31 年 3 月 20 日から施行する。

この要綱は、令和 2 年 3 月 23 日から施行する。

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別記

(第2号様式)

誓 約 書

私は、下記の事項に同意し、婚活サブサポーターとして活動することを誓約します。

これに反した場合、虚偽の申告等が判明した場合又は婚活サブサポーターにふさわしくない行為があったと認められる場合は、登録を取り消されても異議を申しません。

記

- 一、 婚活サブサポーターの活動をボランティアで行うこと。
- 一、 婚活サブサポーターの地位を利用し、または、その活動上知り得た情報等を利用して、宗教活動や政治活動、販売活動などサポート活動以外の活動を行わないこと。
- 一、 個人のプライバシー及び個人情報の管理には十分に留意すること。
- 一、 現在、暴力団員等のいずれにも該当しておらず、かつ婚活サブサポーターに登録されている間も該当することはないこと。

年 月 日

氏名